

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
執行役員会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「本財団」という。）の執行役員会の任務、構成及び運営に関する事項を定める。

(任務)

第 2 条 執行役員会は、代表理事の業務執行のための協議機関とし、第 6 条において規定される付議事項を執り行う。

(構成)

第 3 条 執行役員会は、本財団の代表理事及び業務執行理事をもって構成する。
2 執行役員会には、付議事項に直接関係のある役員その他の者を出席させて、その説明若しくは意見を聴取し、又は報告を受けることができる。

(招集権者)

第 4 条 執行役員会は、代表理事が招集する。代表理事に事故ある時は、副理事長、専務理事の順序により代行する。

(招集の請求)

第 5 条 執行役員会の構成員は、必要に応じ、招集権者に対して、議案及びその理由を付して執行役員会招集の請求をなすことができる。
2 前項の請求があったときは、招集権者は遅滞なく執行役員会を開催するものとする。

(付議事項)

第 6 条 執行役員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会で決定された業務の執行のうち、
 - ① 本財団の経営全般に関する事項
 - ② 本財団の重要な業務執行に関する立案・承認に関する事項
- (2) 理事会及び評議員会の付議事項に関する基本方針並びに管理方針の事前審議
- (3) その他理事会及び評議員会に付議すべき事項
- (4) 助成金審査会規程第 2 条第 3 項に定める、理事会より権限委譲された助成事業に係る支援先の決定に関する事項
- (5) 助成金審査会規程第 4 条第 1 項に定める、各審査会を構成する審査委員の選任に関する事項
- (6) その他理事会より執行役員会へ権限委譲することとして、理事会において決定された事項。ただし、法令や定款で理事会決定とされている事項を除く。

(議長)

第 7 条 執行役員会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事に事故あるときは、あらかじめ執行役員会において定めた順序により他の構成員が代行する。

(定足数)

第 8 条 執行役員会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 9 条 執行役員会の決議は、出席した構成員の過半数の同意をもって行う。

(決議の省略)

第 10 条 執行役員会の構成員が、執行役員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の執行役員会の決議があったものとみなす。

2 執行役員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した構成員の氏名、決議があったものとみなされた日その他必要な事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録の作成)

第 11 条 執行役員会に付議した事項のうち、必要あるものは議事録を作成するものとする。議事録の正本は執行役員会の構成員の認印を受け保管する。

(規則の改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規則は、2020 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

1 この改正は、2021 年 8 月 23 日から施行する。